

平成 3 0 年度第 8 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成30年11月16日(金) 午後2時01分

3. 閉 会 日 時 平成30年11月16日(金) 午後2時31分

4. 出席農業委員(18名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
7番	野 崎 さち子 君	8番	中野渡 稔 君
9番	北 上 稔 君	10番	國 分 弘 志 君
11番	甲 田 稔 君	13番	小 川 正 孝 君
14番	新屋敷 より子 君	15番	杉 山 秀 明 君
16番	中 野 均 君	17番	米 田 一 典 君
18番	山 崎 誠 一 君	19番	力 石 堅太郎 君

5. 欠席農業委員(1名)

12番 豊 川 洋 人 君

6. 会議に付した案件

報告第45号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第46号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第47号	農地の転用事実に関する照会について
報告第48号	農地等の現況について(十和田市)
報告第49号	農用地利用配分計画の認可について
議案第43号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第44号	公売買受適格者の証明について

- 議案第45号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第46号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第47号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7. 議事録署名委員

16番 中野 均 君      17番 米田 一 典 君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	市 澤 新 吾	事務局 次 長	高 橋 克 彦
事務局農地係長	越 田 守	事務局振興係長	根 岸 優 一
事務局主任主査	山 崎 和 也	事務局主任主査	中野渡 礼 央
事務局主任主査	椛 木 信 人	事務局主任主査	吉 田 武 範

9. 書 記

事務局主任主査 椛 木 信 人

議長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、12番 豊川洋人 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年11月7日に告示招集いたしました平成30年度第8回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。16番 中野均 委員、17番 米田 一典 委員を指名いたします。

議長（力石堅太郎君）会議書記には 椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に報告第45号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いいたします。報告第45号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから4ページになります。2ページをお願いします。今回は全体で9件、農地法等に係るものは6件、農地中間管理事業に係るものは3件、全て合意解約によるものです。52番は解約後自ら耕作するものです。53番から3ページ57番は解約後貸借予定です。54番は20ページ84番で、55番は21ページ85番で、56番は20ページ82番でそれぞれ賃借権による3条申請があります。4ページです。農地中間管理事業による合意解約分です。8番と9番は、今後、子への贈与を予定しており、耕作者集積協力金の返還対象になります。10番は今後売買予定で17ページ84番で3条申請があります。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第45号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第46号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）5ページをお願いいたします。報告第46号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。6ページから7ページになります。今回は6件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。6ページです。75番は農地として管理するものです。76番は一部の現況が宅地その他は自ら耕作するものです。77番は今後貸借を予定しております。7ページです。78番は一部の現況が宅地その他は自ら耕作するものです。79番は全て貸借中で中段は持分60分の1を相続、下段は、持分14分の8を相続するものです。80番は一部の現況が宅地、その他は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思いません。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第46号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第47号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）8ページをお願いいたします。報告第47号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。9ページから10ページです。今回の照会件数は8件14筆で、現地調査を33番は10月17日、34番から41番は11月7日に実施し、法務局への回答は、33番は10月19日、34番から41番は11月13日に行っております。なお、33番につきましては、回答に急を要したため、農地パトロールの際に地区の農業委員が現地調査を実施しております。33番は、国道45号線沿いの有限会社ナカノワタリ前の信号のある丁字路を喜多美町方面へ約770メートル進んだ地点の道路の東側です。申請地には、雑草が繁茂しているが草刈り

をすると耕作可能な農地部分と、樹高10メートルから15メートル程度の広葉樹が生い茂る非農地部分があることから一部農地、一部非農地と回答しました。34番の①と②は隣接地で、大学通り、みちのく温泉前の5叉路を南東方向に約100メートル進んだ地点の道路の北側です。②の申請地は、昭和54年に建築された住宅1棟が建っており、①の申請地は住宅への進入路及び庭として一体的に利用されていることから非農地と回答しました。なお、②の土地は、昭和52年に住宅建築のための転用許可を受けております。35番は、三木野公園東側の信号のある交差点を南へ約300メートル進んだ地点の道路の東側です。申請地には、建築年度不明の畜舎が建っており、現在は倉庫として供されていると思われます。また、建物の周辺は長年駐車場として利用されていると思われることから非農地と回答しました。36番は、主要地方道十和田三戸線のスーパーカケモ切田通り店の東側の信号のある交差点を南へ約120メートル進んだ先の路地を西に約60メートル進んだ道路の南側です。申請地には、昭和49年に建築された住宅が1棟建っており、宅地として利用されていることから非農地と回答しました。10ページをお願いします。37番の①から⑤は隣接地で、市立南小学校の北側道路を西へ約230メートル進んだ先の路地を南に約160メートル進んだ地点の道路の西側です。②から⑤の申請地には、それぞれ昭和55年に建築された貸家が1棟ずつ合計4棟建っています。①の申請地は貸家への通路として利用されており、①から⑤は全て宅地として利用されていることから非農地と回答しました。38番は、国道4号沿いの一心亭十和田店から南部地域農業共済組合方向に約650メートル進んだ先の株式会社ほくとう十和田営業所の道路を挟んだ北側です。申請地は、低木を主とした原野と化しています。原野化した時期については、公的な記録は残っていませんが、聞き取り調査によると20年以上経過していることから非農地と回答しました。39番の①と②は隣接地で沢田悠学館南側の県道中ノ渡十和田線を西へ道なりに約1.3キロメートル進んだ地点の道路の北側です。①と②の申請地は、隣接して建築された住宅の庭として長い期間一体的に利用されていることから非農地と回答しました。40番は、仙ノ沢集会所から南西方向へ道なりに約3キロメートル進んだ地点です。申請地は、片淵川沿いの山林の中に位置し、申請地自体も既に山林化しています。また、平成30年5月に農振除外が完了していることから非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第47号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第48号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）11ページをお願いいたします。報告第48号、農地等の現況に

ついで（十和田市）。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12ページをお願いします。今回の照会件数は5件8筆です。現地調査は11月7日に実施し、十和田市への回答は11月9日に行っております。14番は、十和田警察署相坂警察官駐在所から北へ直線距離で110メートルの地点です。照会のあった土地は、草刈り等がなされ農地として適切に管理されていることから農地と回答しました。15番は、国道4号沿いのホンダカーズ三沢十和田北店の南側の細い道を西へ約200メートル進んだ地点の道路の南側です。照会のあった土地は、にんにくが作付されており、農地として適切に管理されていることから農地と回答しました。16番の①と②は隣接地で五十貫田集会所から東方向へ約100メートルの地点の路地を北へ約90メートル進んだ地点の東側です。照会のあった土地は、①の南側でにんにくが作付されており、それ以外の部分も耕起され農地として適切に管理されていることから農地と回答しました。17番の①から③は隣接地で、下切田から県道切田五戸線を万内方面に進んだ長畑牛馬厩舎付近から東へ約200メートルの地点です。照会のあった土地は、現在ススキ等が繁茂し遊休農地化していますが、草刈り等により耕地への回復は十分可能であり農地性はあると判断されることから農地と回答しました。18番は、県道上野十和田線、立崎集落の北側の丁字路を右折し松陽小学校方面へ道なりに約520メートル進んだ地点から北へ直線距離で約140メートルの地点です。照会のあった土地は、既に山林化しており、樹高30メートルを超える木の生育状況から見て相当の年数が経過していると思われることから非農地と回答しました。なお、この土地は、農用地区域内農地であることから、活用に当たっては農振除外が必要となる際は農林畜産課と協議が必要である旨を収納課へ申し添えています。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第48号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第49号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）13ページをお願いいたします。報告第49号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は、9月19日開催の平成30年度第6回総会議案第39号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、10月31日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は、全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林

業支援センターです。14ページをお願いいたします。賃借権は14ページで、3件5筆15,791平方メートルです。貸借期間は5年が218番の1件、このほかの2件は10年になります。15ページをお願いします。使用貸借による権利は24番の1件1筆1,813平方メートルです。貸借期間は5年になります。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第49号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は竹浦班長、小田委員、山崎委員の3名です。11月7日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第43号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）16ページをお願いいたします。議案第43号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計26件で、このうち所有権移転が7件、賃借権設定が19件となっています。まず、所有権移転ですが、申請番号83番から87番は相手方要望による売買です。18ページの申請番号88番と89番はともに贈与で88番は同一世帯の親から子への贈与、89番は兄弟間で贈与するものです。次に賃貸借についてですが、19ページの申請番号75番から20ページの81番までは労力不足による貸借です。82番から22ページの93番までは、農事組合法人への農地の集積・集約化を目的として農地を貸借します。なお、所有権移転の83番から89番まで賃借権の75番から93番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げます。



議長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第43号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第44号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）23ページをお願いいたします。議案第44号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件です。24ページをお願いいたします。申請番号3番の農地は、4月12日に十和田市に農地として回答しており、4月18日開催の平成30年度第1回総会報告第6号で報告したものです。公売の公告は、平成30年9月27日、入札日時は、平成30年11月27日午前10時から午前10時5分、開札日時は、平成30年11月27日午前10時5分、売却決定日時は、平成30年12月4日午前10時、代金納付期限は、平成30年12月4日午後2時30分です。申請番号4番の農地は、平成29年9月12日に岩手県に農地として回答しており、同年9月19日開催の平成29年度第7回総会報告第31号で報告したものです。公売の公告は、平成30年10月18日、入札日時は、平成30年11月29日午後1時30分から午後1時45分、開札日時は、平成30年11月29日午後1時45分、売却決定日時は、平成30年12月4日午前10時、代金納付期限は、平成30年12月4日午後2時です。いずれの申請者も経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第44号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第45号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）25ページをお願いいたします。議案第45号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。26ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は26ページから27ページで、5件26筆44、187平方メートルです。利用権設定期間は5年が93番と94番の2件、その他の3件は、10年になります。91番は耕作者集積協力金の対象となります。27ページ95番は、28ページ20番と21番の使用貸借を合わせて経営転換協力金の対象となります。28ページをお願いいたします。使用貸借による権利は、4件12筆25、056平方メートルです。利用権設定期間は4件全て10年です。18番は、耕作者集積協力金の対象となります。20番と21番は、先ほど申しましたが、27ページ95番と合わせて経営転換協力金の対象となります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第45号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）29ページをお願いします。議案第46号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。18番 山崎 誠一 委員、お願いします。

報告委員（山崎誠一君）それでは第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は今月は1件です。申請番号8番の転用事由は畜舎建築です。申請者は畜産農家で、申請地に畜舎1棟建築する計画です。また、既存の畜舎2棟と農機具小屋1棟が申請地にはみ出す形で建っており、これらは転用許可を得ずに建てられたものであることから、不適切な状態を是正するためこれら既存建物も含めて、今般始末書付きで転用申請するものです。農地区分につきましては、第1種農地に該当しますが、農業用施設の建築であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。

議長（力石堅太郎君）山崎委員、ご苦勞様です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第46号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 31 ページをお願いします。議案第47号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。2番 小田 正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、今月は2件です。申請番号55番の転用事由は、宅地分譲です。農地を買い受けて、2区画の宅地を分譲するものです。56番の転用事由は建売分譲です。こちらも農地を買い受けて事業実施するもので、住宅2棟分の分譲を行う計画です。次に農地区分についてですが、申請番号55番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号56番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ報告といたします。

議長（力石堅太郎君）小田委員、ご苦労様です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第47号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第8回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時31分 —————